

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第百五十七条まで（現行のとおり） 第百五十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一及び二（現行のとおり） 第百五十九条から第百六十五条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第十三まで（現行のとおり）	目次（略） 第一条から第百五十七条まで（略） 第百五十八条 次の各号の「一」に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一及び二（略） 第百五十九条から第百六十五条まで（略） 別表第一から別表第十三まで（略）